

## 藤井寺市移動式赤ちゃんの駅貸出事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内で開催されるイベントに、乳幼児の授乳又はおむつ交換を行うためのスペースとして、テント等（以下「移動式赤ちゃんの駅」という。）を貸し出すことにより、乳幼児を連れた保護者が安心してイベントに参加できる環境づくりを推進することを目的とする。

### (貸出要件)

第2条 移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けることができる団体等及びイベントは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、市長が特に貸出ししないと判断する場合は、この限りでない。

- (1) 市内で乳幼児を連れた保護者が参加できるイベントを主催する団体等
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動を目的としない団体等及びイベント
- (3) 法令又は公序良俗に反しない団体等及びイベント
- (4) 藤井寺市暴力団排除条例（平成25年藤井寺市条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団でない団体又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者を含まない団体

### (貸出申込)

第3条 移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、藤井寺市移動式赤ちゃんの駅貸出申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、貸出しを受けようとする日の6か月前から7日前までに申請書を提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

### (貸出承認等)

第4条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、速やかに貸出しの可否を決定し、藤井寺市移動式赤ちゃんの駅貸出承認通知書（様式第2号）又は藤井寺市移動式赤ちゃんの駅貸出不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 貸出しの希望期間が重複する複数の申込みがあった場合は、原則として申請書の受付が早かった者を優先する。

### (貸出しの期間)

第5条 移動式赤ちゃんの駅の貸出し期間は、最長7日とする。ただし、貸出しが重複しない場合で、かつ、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

### (貸出料)

第6条 移動式赤ちゃんの駅の貸出料は、無料とする。

### (貸出し及び返却)

第7条 移動式赤ちゃんの駅の貸出しの承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、自

ら市長が指定する場所において、移動式赤ちゃんの駅を直接借り受け、返却しなければならない。

- 2 使用者は、返却時に移動式赤ちゃんの駅に紛失、破損又は汚損等がないか十分確認し、返却するときにその旨を藤井寺市移動式赤ちゃんの駅使用報告書（様式第4号）により市長に報告しなければならない。

（使用上の遵守事項）

第8条 使用者は、移動式赤ちゃんの駅の使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第三者に権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 申請書に記載のイベント以外には使用しないこと。
- (3) 移動式赤ちゃんの駅の使用説明書に従い、適正に管理し、使用すること。
- (4) あらかじめ定められた期限内に返却すること。
- (5) その他市長が特に付した条件に従って使用すること。

（貸出承認の取消し）

第9条 市長は、次に掲げるときは、貸出しの承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき

- (2) 市長が貸出し困難であると判断したとき

- 2 市長は、前項の規定により貸出しの承認を取り消したときは、藤井寺市移動式赤ちゃんの駅貸出承認取消通知書（様式第5号）により、速やかに使用者に通知するものとする。

- 3 第1項の規定により貸出しの承認を取り消したときは、既に移動式赤ちゃんの駅の貸出しを行っている場合は、市長は返還を命じるものとし、使用者は直ちにこれに応じなければならない。

（原状回復等）

第10条 使用者は、その責めに帰すべき事由（通常必要な管理をしていないときを含む。

以下同じ。）により移動式赤ちゃんの駅を破損又は汚損したときは、補修等必要な処置を行い、原状に復さなければならない。この場合において、使用者は、市長の指示に従うものとする。

- 2 使用者は、その責めに帰すべき事由により移動式赤ちゃんの駅を紛失又は補修等が困難な状態まで破損又は汚損させたときは、実費弁償しなければならない。

- 3 移動式赤ちゃんの駅の紛失、破損又は汚損が使用者の責めに帰すべき事由がない場合は、市長と使用者の協議で処理をする。

（市の免責）

第11条 移動式赤ちゃんの駅の使用又は第9条の規定による貸出しの承認の取消しにより、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害については、市は賠償の責めを負わないものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月22日から施行する。